

EU関税や輸入規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、日本産酒類の競争力を高め、新たな市場を確保

【関税撤廃】

(日本からの輸出) 酒類、たばこ、塩: 全品目を即時撤廃
(日本への輸入)

<酒類>

- ・ワイン(ボトルワイン、スパークリングワイン等): 即時撤廃
- ・清酒、焼酎等: 11年目に撤廃

<たばこ>

- ・紙巻たばこ: 協定税率として無税(現在、暫定税率で無税)
- ・紙巻たばこ以外: 段階的に撤廃

<塩>

- ・精製塩: 11年目に撤廃

【地理的表示(GI)】

- GI「日本酒」などの酒類GIの相互保護により、日本産酒類のブランド価値を向上させ、輸出促進

(注) 国レベルのGIとして「日本酒」を指定(平成27年12月)

(参考) 日本の酒類GI

焼酎: 壱岐(長崎県壱岐市)、球磨(熊本県球磨郡及び人吉市)、薩摩(鹿児島県(奄美市及び大島郡を除く))、琉球(沖縄県)

清酒: 日本酒(日本国)、白山(石川県白山市)、山形(山形県)

ワイン: 山梨(山梨県)

【非関税措置】

- 日本産酒類の非関税措置(「日本ワイン」の輸入規制、単式蒸留焼酎の容器容量規制)を撤廃し、EU市場を新規開拓

① 「日本ワイン」の輸入規制(醸造方法・輸出証明)の撤廃

- ・ これまで、EU域外からEU域内への輸出は、EUワイン醸造規則に適合したものしか認められず、適合している旨の公的機関による証明書を義務付け

⇒ 新たに、EUは「日本ワイン」の醸造方法を容認(補糖、補酸、ぶどう品種の承認等)

⇒ 協定発効後は、「日本ワイン」の自由な流通・販売が可能。また、業者の自己証明の導入により、コスト負担が軽減

(参考) 「日本ワイン」とは、国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造した果実酒。国際的な認知の向上等のため、ワインの表示ルールとして新たに「果実酒等の製法品質表示基準」を制定(平成27年10月)

② 単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

- ・ これまで、700mlや1,750ml等の決められた容量以外の容器は流通不可

⇒ 協定発効後は、焼酎の四合瓶や一升瓶での輸出が可能